

## 令和7年第4回（12月）市議会における条例に係る質問・答弁

質問者	質問の趣旨	ページ
坂口 真紀 無会派	1. こどもの権利条例素案について (1) こどもの定義と18歳以上への運用について (2) 声を上げにくいこどもの意見聴取について (3) 周知・理解促進、市民との合意形成について (4) 意見表明権と支援体制の制度化について (5) 相談・救済制度、権利擁護委員会の実効性について ①こどもの権利擁護委員会の方針について ②相談・調査専門員の役割と人材について	2～3
山本 剛史 無会派	2. こどもの権利条例（案）の改善を求めて (1) 家庭・学校への過度な介入を防ぐための制度設計について ①こどもの権利と義務のバランスに関する条文の必要性について ②こどもの権利と家庭の役割のバランスに関する条文の必要性について ③こどもの権利と学校への教育的裁量を尊重する条文の必要性について ④行政介入する範囲を明確化することについて ⑤擁護委員会における介入の濫用防止について	4～5

## 1. こどもの権利条例素案について

- (1) こどもの定義と18歳以上への運用について
- (2) 声を上げにくいこどもの意見聴取について
- (3) 周知・理解促進、市民との合意形成について
- (4) 意見表明権と支援体制の制度化について
- (5) 相談・救済制度、権利擁護委員会の実効性について
  - ① こどもの権利擁護委員会の方針について
  - ② 相談・調査専門員の役割と人材について

### 【答弁】

1. こどもの権利条例素案についての(1)から(5)について、順次お答えします。

まず、(1)についてお答えします。

本市の条例素案の第2条第1項における「こども」の定義は、「市内に居住し、通学し、もしくは通勤する者、市内で活動する者のうち18歳未満の者またはこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者」と定めています。このうち「これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」の運用については、形式的なルール化ではなく、こどもの個別の状況や悩み等に寄り添いながら、学校や福祉施設・相談機関等こどもに接する現場において、柔軟に判断・支援することが重要と考えます。

そのため、まずは本条例の趣旨やこどもの権利について、広報ツールの活用や学習会等の実施を通じ、学校・福祉・相談機関など現場関係者への周知・理解促進に努めるとともに、その中で、一定の基準を整理する「運用ガイドライン」等の必要性についても検討してまいりたいと考えます。

次に(2)について、お答えします。

本市では、市内又は近隣市町村にある、こどもに関係する施設・団体等の協力を得て、多様な学び・生活環境にあるこどもの意見表明権の保障機会の1つとするとともに、その意見を把握・分析することで、条例制定に向けた基礎資料とすることを目的に、市職員がこどもたちが生活する場に出向き、直接伺う手法で意見を収集しました。ヒアリングの結果、対象としたすべての施設・団体のこどもに共通して「安心できる場所」を求めていることや、そこにいる「人」との日常的な関係性の構築が重要であることなどが分かりました。伺ったご意見等については、報告書を作成し市ウェブサイトにて公開するとともに、別途作成しております条例素案の解説におきましても関連する意見として分かりやすく反映しています。

次に(3)について、お答えします。

こどもの権利という概念は、その重要性にもかかわらず、「権利ばかり主張して義務を果たさない」といった批判的な見方もあることを認識しております。本市としましては、こどもの権利の意味と重要性を市民の皆様適切に伝えていくために、引き続き市広報誌、市ウェブサイトなどを活用し、こどもの権利に関する情報発信に努めます。また、こどもの権利に関するリーフレットや啓発グッズを作成し、各種イベントや公共施設等で配布するとともに、学校・園・保育所な

どの職員を含め、こどもの権利に関する学習会やワークショップを開催するなど、対話を通じて相互理解を深める機会を提供してまいりたいと考えています。

次に、(4)について、お答えします。

本市では、こどもの意見表明権を保障するため、「参加しやすいこどもへの意見表明の機会づくり」と「多様な学び・生活環境にあるこどもへの意見表明の機会づくり」の二つの側面から、様々な手法を用いて実施してきました。今後におきましても、二つの側面を基本に、今後、設置を予定している市や保護者とは独立した立場からこどもの意見表明を支える「こどもの権利擁護委員会」や「相談・調査専門員」が、こどもたちのいる場所に出向き、信頼関係を築くアウトリーチ型の支援体制も検討したいと考えております。

最後に、(5)①②については一括してお答えします。

本市が制定をめざす、こどもの権利条例は、その理念に留まることなく、こどもたちの権利を守り、理解し尊重する実効性のある仕組みとして機能することが、条例の中核部分であると認識しております。

そのための中核を担う「こどもの権利擁護委員会」や「相談・調査専門員」の設置にあたっては、その役割や人材をはじめ、独立性の担保は非常に重要であります。現時点において、その実効性等を確保するための具体的な方針等は定まっていますが、こどもの権利擁護委員会と相談・調査専門員が有機的に連携することで、条例に規定された理念が真に実効性のある制度として機能するよう、条例制定を踏まえ、令和8年度に具体的な検討を深めてまいります。

本市としましては、こうした取組を通じて、こどもの権利が保障されるまちづくりを推進し、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちの実現を進めてまいります。

## 2. こどもの権利条例(案)の改善を求めて

(1)家庭・学校への過度な介入を防ぐための制度設計について

- ①こどもの権利と義務のバランスに関する条文の必要性について
- ②こどもの権利と家庭の役割のバランスに関する条文の必要性について
- ③こどもの権利と学校への教育的裁量を尊重する条文の必要性について
- ④行政介入する範囲を明確化することについて
- ⑤擁護委員会における介入の濫用防止について

### 【答弁】

2. こどもの権利条例(案)の改善を求めての(1)につきましてお答えします。

まず、①から③について、関連しますので一括してお答えします。

本市では、令和6年度の取組開始以降、今月で開催10回目となる「富田林市こどもの権利条例検討委員会」での様々な協議内容に加え、各種アンケート調査やワークショップ等により多様な「声」を収集し、それらを幅広く反映しながら策定作業を進めてきました。また、それら一連のプロセスにおいて、教育委員会と常時連携しながら一緒に取り組み、条例(素案)の策定に至りました。

そのような中、第1条「目的」では、「まち全体でこどもの権利を保障する」「こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現する」ことを定めています。そのため、本条例の制定趣旨は、こどもの権利保障が第一義であると考えており、その保障に向け、市の責務をはじめ、家庭における保護者はこどもの養育について第一義的責任を有すことや、学校を含む育ち学ぶ施設等は、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会の確保等を役割として定めています。

また、こどもの責務については、第3章「こどもの権利を保障するための責務および役割」の第5条で、共通の責務として「すべての人は、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取その他あらゆるこどもの権利侵害を行ってははいけません。」と定めています。この「すべての人」には、こども自身も他のこどもの権利を尊重しなければならないという意味を含むことを解説で示すなど、一定の責務について定めています。

本条例は、こどもの権利保障や、こどもの最善の利益を第一に考えることを基本理念としています。こどもの権利は、何かの義務を果たすことで与えられるものではなく、誰もが生まれながらに持っている大切なものです。そのため、ご質問の権利に対するこどもの義務や、家庭・学校への介入を防ぐような定めは条文に設けていませんが、条例施行後において、まずは条例の趣旨や、こどもの権利をどう受け止め、保障すべきかなど、学習会等の実施を通じ市民や学校など現場関係者への周知・理解促進に努めてまいります。また、そのような中で、さらにルールや責務等の明確化が必要となれば、一定の基準を整理する「運用ガイドライン」等の作成についても検討してまいりたいと考えております。

次に④⑤について、関連しますので一括してお答えします。

ご質問の介入につきましては、第5章に市長の附属機関として定める「富田林市こどもの権利擁護委員会」における、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済に係る職務

が該当すると考えます。この「権利擁護委員会」や、第16条の「相談・調査専門員」につきましては、その役割や人材の専門性、独立性の尊重が重要であります。そのうえで、子どもや家庭が抱える課題に寄り添い相談の窓口となる「相談・調査専門員」と、深い知識や法的な専門性を有する「権利擁護委員」との有機的な連携が重要となりますことから、相談内容の報告基準や管理・介入範囲等を含め、その連携・運用方法については慎重な議論が必要と考えています。

つきましては、これら「子どもの権利の擁護および救済」の仕組みや体制については、条例で実施を担保しつつ、他市の事例等も参考に、令和8年度に具体的な検討を深めてまいります。